

令和2年3月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

令和2年3月中川村議会定例会議事日程（第1号）

令和2年3月2日（月） 午前9時00分 開会

令和2年3月中川村議会定例会議事日程（第1号追加1）

令和2年3月2日（月） 午前9時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1号 中川村議会の議決すべき事件に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2号 中川村課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3号 中川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4号 中川村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5号 中川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 6号 中川村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 7号 中川村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 8号 中川村営水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 9号 中川村特別会計条例を廃止する条例の制定について
- 日程第13 議案第10号 四徳森林体験館及び四徳オートキャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第11号 令和元年度中川村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第15 議案第12号 令和元年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第13号 令和元年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第14号 令和元年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第15号 令和元年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第16号 令和元年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第17号 令和2年度中川村一般会計予算
- 日程第21 議案第18号 令和2年度中川村国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第22 議案第19号 令和2年度中川村介護保険事業特別会計予算
- 日程第23 議案第20号 令和2年度中川村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議案第21号 令和2年度中川村水道事業会計予算
- 日程第25 議案第22号 令和2年度中川村下水道事業会計予算

- 追加日程第1 議案第23号 中川村基本構想の策定について

出席議員（10名）

1番	片桐邦俊
2番	飯島寛
3番	松澤文昭
4番	大原孝芳
5番	松村利宏
6番	中塚礼次郎
7番	桂川雅信
8番	柳生仁
9番	鈴木絹子
10番	山崎啓造

説明のために参加した者

村長	宮下健彦	副村長	富永和夫
教育長	下平達朗	総務課長	中平仁司
会計管理者	半崎節子	保健福祉課長	菅沼元臣
振興課長	松村恵介	建設水道課長	小林好彦
教育次長	松澤広志		

職務のために参加した者

議会事務局長 井原伸子
書記 座光寺てるこ

令和2年3月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和2年3月2日 午前9時00分 開会

○事務局長 御起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）

○議長 おはようございます。（一同「おはようございます」）
御参集御苦労さまです。
ただいまの出席議員数は全員です。
ただいまから令和2年3月中川村議会定例会を開会します。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。
ここで村長の挨拶をお願いいたします。

○村長 改めて、おはようございます。（一同「おはようございます」）
中川村議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私にわたり御多用のところ御参集賜り、誠にありがとうございます。
例年、この時期はインフルエンザの流行期でもあり、入学試験、卒業式等を控え、感染予防に注意する時期でありますけれども、中国武漢市が発生源である新型コロナウイルスの感染流行がこれに取って代わっております。
政府は、25日、新型コロナウイルス感染症対策基本方針の発表に続きまして、27日には3月2日から春休みに入るまで全国の小中学校、高校や特別支援学校の臨時休校を要請いたしました。
長野県も25日に、新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベント、行事の開催基準を定め、市町村にこれを提示しております。
村は、新型コロナウイルス感染症対策本部を26日に発足し、小中学校休校の国の要請、保育所、児童クラブの開園、受入れ、県のイベント、行事の開催基準に従い教育委員会と連絡を取りながら方針決定をしております。このことは、緊急防災メール及び防災行政無線でお知らせをしております。村民の皆様、児童生徒の保護者の皆様には、村の提起する方針に御理解をいただき、呼びかけに沿った行動をお願いしたいというふうに思っております。
身近なところで消費に関して深刻な影響が出てきております。
宿泊、宴会など、サービス業者は、26日以降、宴会、宿泊及び宿泊宴会の団体と中心にキャンセルが続いておりまして、悲鳴を上げておるようであります。
観光開発株式会社、望岳荘でありますけれども、宴会、宿泊のキャンセルが続いておりまして、3月末までの予約は7割減、つまり3割になると予想されておりまして、桜の開花時期の早まりで4月期の売り上げも大幅に落ち込むものということで、大変な状況となっております。
昨日、田島地区の外記島水利組合の総会を村内の飲食店で行いました。店の主人によれば、3月の大口予約の30人が先ほどキャンセルになったとのことでありました。

村内の飲食業の客足もやはり鈍っております。村の商工会を通じて現状を把握し、支援対策を急いでまいります。

暖冬で果樹の開花、桜の開花も明らかに早まっています。このまま推移すると、確実に開花、結実が早まったところに凍霜の影響を受けるリスクは非常に高くなってきています。早めの対策を営農センターの幹事会で議論し、凍霜害軽減緩和の直接的な対策を含め、被害のある農家の支援も今から考えてまいりたいと考えております。

さて、今議会で御審議をいただきますのは、まず1号議案でございますが、中川村第6次基本計画中のさきの10年間の村づくりの基本指針を定める基本構想の承認を議会に求める根拠を条例で定めるものでございます。2号議案から22号議案までは、現行条例の一部改正に係る8件と指定管理者の指定の1件、令和元年度会計の補正予算に関わる議案が6件、そして新年度会計予算案が一般会計ほか6件の21件、合わせて22件の議案でございます。

なお、1号議案につきまして御承認を賜りましたならば、即日公布をいたしまして、基本構想の策定に係ります議案の追加提案を予定しておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

多くの議案提案でございますけれども、慎重審議を賜りまして御承認をいただきますよう重ねてお願いをし、議会開会の御挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

○議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第127条の規定により8番 柳生仁議員及び9番 鈴木絹子議員を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議しています。

○議会運営委員長 この際、議会運営委員長の報告を求めます。

では、過日行いました議会運営委員会について報告いたします。

皆さんのお手元に配付されている定例会の予定表のとおり、本定例会の会期を本日3月2日から3月23日までの22日間とするものです。

次に日程ですが、本日は、議案第1号から議案第9号までの条例案件、議案第10号の一般議案、議案第11号から議案第16号までの令和元年度各会計補正予算、以上については上程、提案理由の説明から質疑、討論、採決までお願いします。

続いて、議案第17号から第22号までの令和2年度各会計予算については、上程から提案理由の説明、質疑までお願いし、質疑の後、予算特別委員会を設置し、特別委員会付託としていただきますようお願いいたします。

なお、令和2年度各会計予算の村の方針に関する質疑につきましては、本日の質疑の中でお願いします。

3月3日は議案調査とします。

4日は常任委員会の日程としますので、その中で陳情の付託案件の審査をお願いします。

5日6日及び9日は議案調査とします。

10日及び11日は、午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。質問者の質問順、質問日の割り振りについては、3日の通告締切りを待って決定し、当時の日程でお知らせします。

全員協議会については、11日の一般質問終了後及び23日の本会議終了後に行っていただく予定です。

12日13日及び16日は予算特別委員会の日程としますので、その中で令和2年度各会計予算の審査をお願いします。

17日18日及び19日は議案調査とします。

最終日の23日は、午後2時から本会議をお願いし、令和2年度各会計予算及び陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決を行い、意見書等の発議がありましたら上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

会期中に追加議案がある場合は日程でお知らせします。上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決をお願いします。

以上が本定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願いをしまして、報告とさせていただきます。

○議長 お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日から3月23日までの22日間にしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月23日までの22日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、御覧いただき、御了承願います。

次に、去る12月定例会において可決された軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係各機関へ提出しておきましたので、御了承願います。

次に、本会議までに受理した陳情については、議会会議規則第92条の規定によりお手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第1号 中川村議会の議決すべき事件に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第1号について提案説明いたします。

新設の条例であります。

提案理由は、中川村議会において議決すべき事件を定める条例を新たに制定するため本案を提出するものでありますが、その目的は、村の総合計画における基本構想について議会の議決を受けるためであります。

総合計画の基本部分であります基本構想につきましては、従来は地方自治法で議会の議決を経て定めることが義務づけられていましたが、平成23年5月の法改正によりまして基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは各自自治体の判断に委ねられることになりました。

しかし、総合計画は、村の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、村民に村づくりの長期的な展望を示すものであることから、法的な策定義務がなくなっても策定すべきと考え、総合計画審議会に諮問して策定を進めてまいりました。

また、村づくりのビジョンであります基本構想は、村民の代表である村議会の議決を経ることで村全体の総意により策定されたものであることを裏づけるために必要かつ重要なことであると考えます。

したがって、条例を新たに定めて、これにのっとり基本構想について議会の議決を経ることとするものであります。

条例の内容ですが、議会の議決すべきものを条例で定めることについては、地方自治法第96条第2項に定められておりますので、第1条でそのことを規定し、第2条で議会の議決すべき事件として基本構想の策定、変更、廃止を規定いたします。

条例の施行は公布の日からといたします。

お認めいただきましたら直ちに公布の手続きを行い、本日中に改めて基本構想の策定についてを議題として提出する予定であります。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

○5番

(松村 利宏) 私、賛成の立場で討論させていただきますが、一部だけ、さらにお願いをするところも述べます。

総合計画は村の長期的な展望とその方向性を明らかにするものであり、多くの分野で策定される個別計画の最上位計画と位置づけられます。基本構想は、村づくりの基本方針、村の将来像、土地利用構想、政策の大綱であり、10年後の村の方向を決める重要なものであります。議会は、村民の代表であることから、10年後の村の方向を決める第6次総合計画の基本となる村づくりの基本方針、村の将来像、土地利用構想、政策の大綱を行政と議論することが求められています。このため、条例を制定し、議会が10年後の村の方向に対し責任を負うことは必要だと考えます。このため、本議会

においては、第6次総合計画(案)を予算特別委員会で審議し、村の10年後の方向性を議会として責任が持てるようにすることは重要だと考えます。したがって、予算特別委員会で審議する時間を与えるべきだと思います。私は、1回もこれについて審議に参加しておりません。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 中川村課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長

それでは、議案第2号について提案説明申し上げます。

提案理由は、庁部局の組織機構を見直すため本案を提出するものであります。

去る2月19日の全員協議会で説明いたしました。最近の村が直面する諸課題に効率的に対応するため、課のレベルとしては13年ぶりに組織の見直しを行います。

具体的には、現在の総務課の業務から地域づくりと財政とを独立させて新たに地域政策課を設け、振興課を産業振興課に名称を変更し、建設水道課を建設環境課として現在住民税務課で所管しております生活環境の業務を移管するとともに、現在建設水道課で所管しております地籍調査に関する業務を住民税務課に移管いたします。

組織の見直しは、課だけでなく係のレベルでも行います。

また、それに伴って事務室の様態替えを計画しております。

条例改正をお認めいただきましたら、組織規則を改正し、来年度予算で改修工事を実施する予定であります。

条例の施行は、これらの準備を整えた後の本年7月1日からといたします。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議長 全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。
 日程第6 議案第3号 中川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 を議題とします。
 提案理由の説明を求めます。
 ○総務課長 それでは、議案第3号について提案説明申し上げます。
 提案理由は、育児休業をした職員が職務に復帰した場合の給与等の取扱いを改めるとともに育児短時間制度を導入するため、本案を提出するものであります。
 改正内容であります。
 まず、育児休業中は昇給しませんが、職務に復帰した場合、現在は育児休業をした期間の2分の1に相当する機関を引き続き勤務したものとみなして号俸を調整する、すなわち昇給させることができる旨を第6条で定めております。この2分1に相当する期間を100分の100以下の換算率で換算した期間、すなわち最大で育児休業をした期間の全部を引き続き勤務したものとみなすことができるように改めます。
 次に、現在の第7条から第10条を8条ずつ繰り下げ、新たに第7条から第14条で育児短時間勤務制度について規定します。
 第7条では、この制度は、法に定める者のほかに任期付採用及び定年後の再任用職員は対象外であることを規定します。
 地方公務員の育児休業等に関する法律では、育児短時間勤務は子が小学校に入学するまですることができですが、一度育児短時間勤務をしてから通常の勤務に戻ると、その休業の対象となった子については、一年間は再び育児短時間勤務をすることができません。その例外となる特別な事情について第8条で定めます。
 育児短時間勤務の形態は、法律で週5日もしくは3日のいずれかの勤務日が選択でき、それぞれに二パターンの勤務時間が選択できます。つまり、計4パターンの勤務形態があり得、それを週の勤務時間として表現すると第9条のようになります。
 なお、土日が休みの通常勤務とそうでない特別な勤務とがあり得ますので、2号にわたった表現になります。
 第10条から第14条は、主に手続について定めるものであります。
 条例の施行は本年4月1日からといたします。
 以上、よろしく御審議をお願いいたします。
 ○議長 説明を終わりました。
 これから質疑を行います。
 質疑ありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。
 討論ありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議長 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議長 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
 日程第7 議案第4号 中川村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 を議題とします。
 提案理由の説明を求めます。
 ○総務課長 それでは、議案第4号について提案説明申し上げます。
 提案理由は、消防団の訓練出動手当と非常出動手当について定めるため本案を提出するものであります。
 改正内容ですが、別表の消防団の項で団長から団員までの年額報酬を定めている部分に訓練出動手当と非常出動手当を追加いたします。
 訓練出動手当は、従来日当として、予算上では旅費の節から支出しておりましたが、決算書類に明確に現れず、また、そもそも基準が明確でありませんでした。この件は、昨年の3月定例会の予算特別委員会で報酬、手当の支払い方法と併せて御指摘をいただきました。村では、昨年5月から消防委員会に諮問して検討いただき、8月に訓練出動手当は条例等に明記すべきであることと火災、人命捜索、水防活動などの非常出動に対しても手当を支給すべきである旨の答申をいただきました。本案は、その答申に従って手当の額を明確にするものであります。
 条例の施行は本年4月1日からといたします。
 また、答申では、年額報酬の支給方法について、団員本人への支給を原則としつつ、委任状によって団組織が代理受領することも容認することとされています。消防団では、この答申に沿った対応を令和2年度から行っていく予定であります。
 以上、よろしく御審議をお願いいたします。
 ○議長 説明を終わりました。
 これから質疑を行います。
 ○8番 (柳生 仁) 消防団の訓練手当がこうして数字で明確になりましたので、大変いいことだと思いますけども、消防団の訓練は特科がありまして、特科は特別な訓練を行っておるわけですけども、特にポンプ操法なんかにおきましては集中して4月5月に訓練があったり、またラップとか救護なんかは年間通して大変な苦勞をして訓練しておりますけども、そういったものはどういう形で支払われるのか、確認をします。
 ○総務課長 御質問の特科の訓練につきましても訓練出動手当の対象として、現在も支給をしておるところであります。

○8 番 (柳生 仁) 今、手当は認められるっていいことですが、訓練日数が各部署で相当異なってきます。ラップとか救護の場合は任意ですが、機関の場合は各班ごとというか、機関ごと訓練の日数が違って来るわけですが、それも報告日数だけ分けてもらえるのかどうか、頭打ちで切ってしまうのか、そこら辺の確認をします。

○総務課長 現在は、打ち切りではなく、檀家理の報告に従って、その分を支給しておりますので、今後もその考え方でいきたいと思っております。

○議長 ほかにも質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで質疑を終わります。
次に討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
日程第8 議案第5号 中川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○副村長 それでは、議案第5号 中川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。
例規集は第1巻2081ページからになります。
今回の改正は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律が昨年12月に施行されたことに伴い、法律名の改正と条項のずれを整備するものであります。
今回の法改正は、行政手続等の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化をより促進するため、行政手続のオンライン化に関して必要な事項等を定めたもので、固定資産評価審査委員会条例においても同法に規定されている電子情報処理組織を使用して弁明書が提出されたものとみなすと規定していることから、法律の改正に伴って関連する条文を改正するものであります。
改正内容は、第6条第2項中、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律を情報技術を活用した情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改め、併せて条項のずれを改定し、第10条につきましても法律名の略称を変更するものであります。
施行期日は公布の日であります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。
日程第9 議案第6号 中川村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○副村長 議案第6号 中川村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。
例規集第1巻2131ページからになります。
今回の改正は、当村において令和2年4月1日からコンビニエンスストア等における証明書等の自動交付サービス、いわゆるコンビニ交付を開始するに当たり、コンビニの交付を利用して証明書を発行する際の手数料を新たに定めるものであります。
今回のコンビニ交付サービス開始により、マイナンバーカードを利用し全国のコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から住民票の写しや戸籍謄本、所得証明、印鑑登録証明書等の発行ができるようになります。手数料につきましては、上伊那郡か市町村統一の料金で、窓口交付よりそれぞれ50円低くなります。
条例改正の内容は、別表中、各証明書類発行事務手数料の金額に多機能端末による交付を加え、住民票、戸籍附票の写しの場合は250円、戸籍謄本・抄本等の場合は400円、所得証明等の場合は250円、印鑑証明書の場合は250円とするものであります。
施行期日は本年4月1日であります。
以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。
日程第10 議案第7号 中川村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長 議案第7号 中川村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてをお願いいたします。
新旧対照表を裏面に付けてありますので、併せて御覧ください。
例規集は2巻の867ページからです。
本案は、介護保険の住民税非課税世帯の保険料率について、消費税10%への引上げに合わせて国が軽減強化を行うものです。既に令和元年度は軽減幅の半分を減額しておりまして、令和2年度から完全実施を行うものです。第1階層は基準額の0.32、第2階層は基準額の0.52、第3階層は基準額の0.7、それぞれ減額するものです。
施行期日は令和2年4月1日からとし、令和2年度の保険料から適用するものです。
以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。
日程第11 議案第8号 中川村営水道条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長 議案第8号について説明いたします。
提案理由ですが、水道法の一部を改正する法律の施行に伴い指定給水装置工事事業の更新制が導入されたため本案を提出するものであります。
例規集の該当ページは第2巻の2522ページになります。
改正の内容については、別表第3、第30条関係の給水装置工事事業者の指定の項の次に「給水装置工事事業者の指定の更新」及びその手数料「5,000円」を追加するものであります。
御審議のほどよろしく願います。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。
日程第12 議案第9号 中川村特別会計条例を廃止する条例の制定について

を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長 議案第9号について説明いたします。
提案理由ですが、下水道事業を令和2年4月1日から地方公営企業法を適用し公営企業会計に移行することに伴い、中川村公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計を廃止するため本案を提出するものであります。
例規集の該当ページは第1巻の1601ページになります。
なお、附則で、この条例の施行日を令和2年4月1日とするものです。
以上、御審議のほどよろしく願います。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

○7 番 (桂川 雅信) すみません。ちょっと伺いたいんですが、施行日が今年の4月1日ですけども、今年の5月の決算審査の際は、決算書はどのような形で作成されるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○建設水道課長 今年度につきましては、3月31日までは特別会計に基づいて、決算が9月に行わ

れます。ただ、公営企業法のほうも4月1日から行いますので、仮決算書についても公営企業会計上のものを作って上程をします。

○議長 ほかには質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これでは質疑を終わります。
次に討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。
日程第13 議案第10号 四徳森林体験館及び四徳オートキャンプ場の指定管理者の指定について
を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
○総務課長 それでは、議案第10号について提案説明いたします。
提案理由は、令和2年3月31日をもって指定管理指定期間が満了となる4施設のうち2施設について、引き続き指定管理者を指定いたします。
四徳森林体験館と四徳オートキャンプ場の指定管理者の名称はW a q u a 合同会社、指定の期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間とするものであります。
なお、葛島山村広場とかつらの丘公園についても令和2年3月31日をもって指定管理指定期間が満了となりますが、この2施設は、当面村が直営で管理してまいります。
以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩とします。再開は午前10時といたします。
〔午前9時42分 休憩〕
〔午前9時58分 再開〕

○議長 会議を再開します。
お諮りします。
日程第14 議案第11号 令和元年度中川村一般会計補正予算（第5号）
日程第15 議案第12号 令和元年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第16 議案第13号 令和元年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第17 議案第14号 令和元年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第18 議案第15号 令和元年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第19 議案第16号 令和元年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

以上の6議案について、議会会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、日程第14 議案第11号から日程第19 議案第16号までを一括議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○副村長 それでは、初めに議案第11号 令和元年度中川村一般会計補正予算（第5号）について御説明をいたします。
第1条 歳入歳出予算の補正は、既定の予算額にそれぞれ1億6,920万円を追加し、総額を38億2,840万円とするものであります。
第2条 繰越明許費は、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越しして使用できる経費を定めるもので、第2表によるもの。
第3条 債務負担行為の補正は第3表により、第4条 地方債の補正は第4条によるものであります。
今回の補正は、歳入歳出共に年度末を控えて執行実績及び最終見込みによる予算の調整が主なものでありますが、併せて12月定例会で条例改正をいたしました積立基金の変更に伴う基金の積替え等の補正予算を計上しておりますので、補正額及び予算総額が大きくなっております。詳細につきましては、後ほど御説明をいたします。
1ページ、第1表 歳入歳出予算補正は、款、項、区分別の補正予算額であります。
5ページを御覧ください。

第2表 繰越明許費であります。令和元年度内での完了が困難な事業について令和2年度に予算を繰り越して執行するものであります。

農林水産業費の望岳荘木質バイオマスボイラー設置事業は、都市計画法による許可等の手続に時間を要し工事の発注が遅れたため、次年度に繰り越して施工するものであります。

林道宮ノ沢線改良事業は、さきの議会全員協議会において御説明をいたしました国の令和元年度補正予算により新たに採択された事業で、林道宮ノ沢線の測量設計及び改良舗装工事を行うものであります。年度内での実施が困難であるため次年度に予算を繰り越すものであります。

商工費の陣馬形の森公園テントサイト増設事業は、村道陣馬形山頂線改良工事の発生土を利用してテントサイトの増設を行うものであります。村道改良工事が年度内に完了することが困難となったため、併せて事業を繰り越すものであります。

土木費、道路橋梁費は、道路改良工事5路線と橋梁修繕工事1か所ですが、それぞれ工事発注後の設計変更による増工や支障物移転等の遅れにより年度内での完了が困難であるため、繰り越して施工するものであります。

教育費のICT環境整備事業は、全国的なICT関連機器の需要増により一部機器類の供給に遅れが生じているため、事業を繰り越すものであります。

6ページ、第3表 債務負担行為補正は、農産物加工施設指定管理料の限度額の変更であります。昨年10月の消費税率改定に伴い固定経費が増加していることから、受託者との協議により令和2年度以降の指定管理料について年額2%分2万円を増額するものであります。

7ページ、第4表 地方債補正は、追加、廃止、変更であります。

追加は、先ほど御説明をしました林道宮ノ沢線改良事業に係る起債で、国の補助残分について公共事業等債1,040万円を限度に借り入れ、財源に充てるものであります。

廃止は、緊急防災・減災事業債により計画していた4つの事業について、財政措置がより有利な臨時財政対策債へ振り替えるため廃止をするものであります。

ちなみに、緊急防災・減災事業債の償還に係る交付税措置率は過疎債と同じで70%であります。臨時財政対策債は100%交付税措置となります。

8ページの変更は、表に掲げる各事業について、事業実績及び執行見込みにより借入限度額の変更を行うもので、臨時財政対策債については国から示された上限枠の範囲内で増額をするものであります。

歳入歳出補正予算の内訳については、9ページからの事項別明細書を御覧ください。

なお、執行見込みによる予算調整が主なものでありますので、新たに計上するもの、補正額が大きいもの等を中心に御説明をさせていただきます。

初めに歳入から御説明をいたします。

11ページから御覧ください。

11ページ、2款 地方譲与税の地方道路譲与税及び12ページの8款 自動車取得税交付金は、交付実績による追加。

13ページの14款 分担金及び負担金は、収入見込みによる保育料の減額であります。

14ページ、15款 使用料及び手数料も住宅使用料、道路使用料等について収入見込みによる補正であります。

15ページ、16款 国庫支出金は、それぞれ補助金額の決定等による補正で、総務費国庫補助金は地域公共交通確保維持改善事業、個人番号カード交付事業補助金等の増額により203万7,000円の増。

民生費国庫補助金のプレミアム商品券事業は166万円の減。

土木費の社会資本総合整備交付金は、例年、要望額に対して予算枠が厳しいため761万9,000円と大幅な減額となっております。

消防費の国庫補助金12万4,000円は、歳出でも御説明いたしますが、消防団救助能力向上資機材緊急整備事業補助金で、消防活動の際に使用する防じん眼鏡及び耐切創性手袋購入に対する補助金であります。

16ページ、17款の県支出金も、それぞれの事業の負担金、補助金の額の決定または見込みによる補正で、全体で692万1,000円の減であります。この中で民生費補助金の地域福祉総合助成金375万円の減額につきましては、今年度実施を予定しておりました小規模ケア施設整備事業について年度内での事業実施が困難となり、来年度に改めて補助申請を行うことになったため、全額を減額するものであります。

17ページ、林業費補助金の森林環境保全事業補助金341万円は、第2表で御説明をいたしました国の補正予算による林道宮ノ沢線改良事業に係る補助金で、補助率は対象事業費の31%、国30%と県1%の上乗せであります。

18ページの18款 財産収入、財産運用収入は、土地賃借料、積立基金利息等で90万7,000円の増。

19ページの財産売払収入227万5,000円は、森林整備センター、旧森林開発公団であります。の分収造林、東山団地の森林整備に伴う立木売払収入の増額であります。ちなみに、分収割合は村が60%であります。

20ページ、19款の寄附金であります。総務費寄附金30万円と社会教育費寄附金10万円は、それぞれ村内在住の方からいただいた御厚志であります。

ふるさと応援寄附金は、現時点での寄附実績により36万円を追加するものであります。

貴重な御寄附をいただきました皆様に改めてお礼を申し上げます。

21ページ、20款 繰入金であります。積立基金の相対的な見直しにより、現在の基金の一部を取り崩して積み替えるものが主なものであります。

歳出に関連をしておりますが、ここで概略を御説明させていただきます。

財政調整基金は1,000万円を取り崩して、新たに創設する災害対策基金の原資として積み立てを行います。

ふるさと創生基金は2,681万7,000円を取り崩して、そのうち2,581万7,000円を美しい村づくり基金に積替え、100万円を新たに創設する教育文化振興基金の原資と

して積み立てを行います。

福祉基金繰入金は、さきの全員協議会で御説明をいたしました村の介護保険事業を維持、継続させるための財政資金支援として3,000万円を取り崩して介護保険特別会計へ繰り出しを行うもの。

高度情報化基金は、従来の広域的な情報通信施設の整備あるいは更新等に充てるための積立金のみを残し、一般の公共施設等の情報通信機器の整備、更新を目的に積み立てをいたしました1億6,442万8,000円を取り崩し、公共施設等整備基金に積替えを行います。

ふるさと応援基金は、名称を変更して新たに地域づくり基金に積替え、中山間地域保全基金は農業振興基金に積み替えるため取り崩すものであります。

22ページ、22款 諸収入は、いずれも収入実績または見込みによる補正で、水源林造成事業収入は森林整備センター受託造林事業の実績による減。

歳入の防災対策費19万8,000円は、昨年の台風19号災害の際に支援物資として被災地に送った非常用食料品500食分について、上田市からその代金の支払いがあったものであります。

23ページ、23款 村債は、先ほど第4表の地方債補正で御説明した地方債の追加、変更、廃止によるもので、全体で6,120万円の減額であります。

続いて、歳出について御説明をいたします。

24ページから御覧ください。

2款 総務費の一般管理費及び文書広報費は、全体に執行見込みによる予算残の更正減であります。25ページ、電子化推進事業の備品購入費は減額が大きくなっておりますが、庁舎のシンクライアントサーバーの更新に当たり、今後の更新費用の軽減、システム管理の簡易性等を踏まえて高額になる仮想化サーバーの台数を減らすなど、設計を大幅に見直したことによるものと入札差分で、合わせて1,429万6,000円の減であります。

会計管理費は、水道料金システム更新に伴うOCR制御、PC入替え作業の委託料として9万9,000円を追加いたします。

05財産管理費、庁舎管理費の修繕料116万円は、点検により不具合が発見をされました庁舎の玄関自動ドアの修繕と基幹集落センターの施設の修繕料の追加であります。

06企画費、企画総務費の負担金464万7,000円の減額は、上伊那広域連合負担金の確定による更正減で、以下、各費目にわたって広域連合の負担金の補正が出てまいります。同様であります。

26ページ、地方創生推進事業、補助金3万円は、奨学金変換支援事業の該当者が多かったため不足額を増額。

プレミアム付き商品券事業800万円の減額は、使用実績見込みによる商工会への委託料の減額であります。

09村営バス運行事業の燃料費と委託料の増額は、11月から東西線の運行路線拡大に伴うもの。

交付金32万9,000円は、令和2年4月から一部ダイアの改正が必要となったため、ガイドブックの作成費用を地域公共交通会議に交付するものであります。

27ページ、諸費の防犯対策費、防災対策には、それぞれ執行見込みにより不足分を追加するものであります。

次の11の財政調整基金費から29ページにかけて、先ほど御説明をいたしました基金見直しに伴う積替えの補正を計上してあります。予算上の科目につきましては、これまで各基金ごとの事業で定めておりましたけれども、29ページにありますように、今後、特定目的基金と定額運用基金にまとめて計上することとしたため、合わせて予算科目の組替えを行うものであります。基金積替えの内容につきましては、先ほど御説明をしたとおりであります。

30ページ、徴税費、税務総務費の償還金、利子及び割引料8万3,000円は、村税の修正申告による還付金の追加であります。

03戸籍・住民基本台帳費の備品購入費25万9,000円は、マイナンバーカード申請時に使用するタブレット端末1台の購入費。

交付金51万2,000円は、マイナンバーカード関連事務に係る地方公共団体情報システム機構、J-LISといいますが、への交付金で、国からの補助金を充てるものであります。

31ページ、3款の民生費であります。01社会福祉費、社会福祉総務費の委託料15万7,000円は、令和2年度に開設予定をしております地域活動支援センター整備工事の概略設計の委託料で、扶助費541万8,000円は各事業の対象者及び利用実績が増えたことによる増額であります。

02老人福祉費の補助金958万円の減額であります。緊急宿泊事業は実績見込みにより減額。

小規模ケア施設整備事業は、先ほど御説明をいたしました今年度予定をしていた施設整備の今年度中の実施が困難となり来年度の実施となったため、全額を減額するものであります。

介護予防総合事業に係る事業所支援交付金588万2,000円は、先日の議会全協で御説明をした内容のもので、平成29年度から始まった介護予防・日常生活支援総合整備事業による単価見直しにより、経営が悪化している介護保険事業所の運営支援を行うため、今年度に限って交付をするものであります。

32ページであります。介護保険事業の繰出金3,328万5,000円は、介護給付費の増額に伴う法廷内の繰出金と、先ほど御説明をいたしました今期の介護保険給付費が計画値に対して大幅に増えている現状の中で、今後の介護保険事業の維持、継続のため福祉基金から3,000万円を取り崩し、介護保険特別会計へ繰り出すものであります。

後期高齢者医療給付費等負担金570万2,000円の減額は、今年度分の医療給付費と広域連合事務費負担金の額の確定による減額であります。

飛びまして、34ページの04衛生費の保健衛生費であります。伊南行政組合負担金の減額は今年度負担金の額の確定によるもので、以降の伊南行政組合負担金につい

ても同様であります。

母子保健事業、精神保健福祉事業、予防事業は、実績見込みによる予算残の減額と不足額の追加であります。

35 ページの環境衛生費であります。補助金 70 万円の減額は、生活用水源施設設置補助金について 1 件ございましたが、申請の取り下げがあったため減額をするものであります。

続いて、36 ページの 6 款 農林水産業費の農業費であります。01 農業委員会費の報酬 38 万 5,000 円は、農業委員及び農地利用最適化推進委員報酬の追加で、農地利用最適化活動の実績に応じて県から交付された活動費を報酬に上乗せをして支払うものであります。

03 の農業振興費、農業観光交流事業の委託料 5 万 3,000 円は、令和 2 年度に計画をしております仮称農業交流センター事務所の整備に係る概略設計の委託料であります。

農地費の多面的機能支払い交付金事業は、実績見込みによる減額。

国土調査費は、県の補助金の減額に伴って事業費を減額するものであります。

37 ページ、02 林業費の林道改良事業は、国の補正予算による林道宮ノ沢線改良事業の測量設計等委託料及び工事費で 1,390 万円の追加であります。

林道管理事業は、林道維持補修工事の追加。

村有林管理事業は、村有林の間伐及び公団造林東山団地森林整備の事業量減による予算残の減額であります。

38 ページ、7 款の商工費であります。02 商工振興費、商工振興事業の補助金 100 万円は、つれてってカードのキャッシュレス消費者還元事業に対する補助金で、利用が増えているため増額をするものであります。

03 観光費、ふれあい観光施設管理事業の委託料 16 万円は、これもさきの全協で御説明をいたしました国の今年度補正予算地方創生拠点整備交付金の申請を予定しております望岳荘のふるさと体験館整備に係る概略設計の委託料。

工事費の 256 万 3,000 円は、消防署の立入検査により指摘のあった望岳荘の消防設備の改善工事の追加であります。

39 ページ、8 款 土木費、道路橋梁費の道路維持費、道路新設改良費、橋梁維持費は、国の交付金減額に伴う事業量の減が主なものであります。

40 ページの 9 款の消防費、02 非常備消防費の需用費、消耗品 23 万 8,000 円は、歳入で御説明をいたしました消防団救助能力向上資機材緊急整備事業により防じん眼鏡と耐切創性手袋を購入するもので、それぞれ 28 組を購入し、消防車両等に配備をするものであります。

消防施設費の消防施設整備補助金 9 万円は、地元からの追加要望があったため追加をするものであります。

続いて、41 ページの 10 款 教育費であります。01 の教育総務費、事務局費は執行見込みによる不用額の減額と調整で、ALT 事業 83 万 8,000 円の減額は ALT の着任が予定より二月ほど遅れたことによるものであります。

学校給食費の修繕料は、調理用の器具、機器等の修繕料で、春休み中に必要な修繕を行うため追加をしたものであります。

42 ページの委託料は、給食センター改修工事に係る設計監理業務委託料の契約実績による減額であります。

次の 02 小学校費から 03 中学校管理費につきましても、総体的に執行見込みによる不用額の減額と追加であります。東小学校管理費の備品購入費 18 万 7,000 円は、既存のシュレッダーが老朽化により故障したため更新をするものであります。

西小学校管理費の賃金 29 万 5,000 円は、音楽担当教諭が家族介護休暇を取得する必要となったため、3 月までの代替の音楽専科講師を雇用するものであります。

工事請負費 113 万 3,000 円は、体育館の音響設備等の更新と基幹システム等の配線工事の追加であります。

43 ページ、中学校管理費の工事請負費 105 万 6,000 円は、渡り廊下の雨漏りの防水工事等であります。

以下、44 ページから 45 ページの社会教育費につきましても各事業、各費目にわたって執行見込みによる不用額の減額と不足額の追加であります。歴史民俗資料館管理事業の需用費、修繕料 28 万 6,000 円は、水道管の漏水が発見をされたため修繕を行うもの。

アンフォルメル美術館管理事業の工事請負費 96 万 8,000 円は、排水処理に不具合が発生をしております浄化槽の改修工事を今シーズンの開館前に行うため追加をするものであります。

体育施設管理事業の委託料 20 万円は、村民部ラウンド周辺の支障木伐採費の追加であります。

46 ページの 12 款 公債費の利子は、執行見込みにより 184 万 6,000 円を減額いたします。

最後に、47 ページ、予備費 3,153 万 8,000 円を減額し、収支の調整を行うものであります。

以上、御審議のほどよろしく願います。

○保健福祉課長

それでは、議案第 12 号 令和元年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）をお願いいたします。

第 1 条で総額から歳入歳出それぞれ 200 万円を減額し、予算の総額を 4 億 4,500 万円とするものです。

主には、本年度分の実績見通し及び確定によるものです。

国 5 ページの歳入ですが、国保税は 14 万 4,000 円を増額して収支を調整しました。

国 6 ページの 5 款 国庫支出金は、社会保障・税番号制度システム整備補助金等の増により 28 万円を増額します。

国 7 ページの 13 款 繰入金は、保険基盤安定繰入金が増えたため 242 万 4,000 円を減額します。

続いて、国 8 ページからの歳出ですが、1 款 総務費は、社会保障・税番号制度シ

システムオンライン確認改修に伴う上伊那広域連合負担金の変更によって48万2,000円を増額します。

国9ページからの2款 保険給付費は、給付費等が不足したため、退職被保険者療養給付費5万円と一般被保険者療養費10万円をそれぞれ増額するものです。

国10ページからの5款 保健事業費は、健診対象者の増に伴って保健指導保健師の賃金と検査業務委託料、合わせて15万4,000円を増額します。

国11ページからの8款 諸支出金は、前回諸収入に計上した平成30年度普通交付金について県で返還分が確定したため236万4,000円を計上するものです。

国12ページの予備費で収支を調整しました。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第13号 令和元年度中川村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)をお願いいたします。

第1条で総額に歳入歳出それぞれ5,800万円を追加し、予算の総額を7億400万円とするものです。

主には、本年度分の実績見通し及び確定によるものです。

介5ページの歳入ですが、介護保険料54万1,000円を増額して収支を調整しました。

介6ページの4款 国庫支出金は、本年度の確定が見込まれる額として国庫負担金を442万1,000円増額し、国庫補助金は31万4,000円を減額します。

介7ページの5款 支払基金交付金は、本年度の確定が見込まれる額として699万5,000円を増額します。

介8ページの6款 県支出金は、本年度の確定が見込まれる額として県負担金を504万8,000円増額し、県補助金は197万4,000円を減額します。

介9ページの10款 繰入金は、福祉基金からの繰入分3,000万円を含む一般会計繰入金3,328万3,000円を増額し、介護給付費準備基金についても残り1,000万円を全額取り崩します。

続いて、介10ページからの歳出ですが、1款の総務費は、介護保険システム分として上伊那広域連合負担金の変更により20万3,000円を増額します。

介11ページの2款 保険給付費は、介護サービス給付の増加により介護サービス等諸費を2,800万円増額し、高額介護サービス費を200万円増額します。

介12ページの5款 地域支援事業は、財源組替えと社会福祉士及び生活支援コーディネーター賃金の更正減によって250万円を減額します。

介13ページの予備費で収支を調整しました。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第14号 令和元年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)をお願いいたします。

第1条で総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、予算の総額を5,850万円とするものです。主には、本年度分の実績見通し及び確定によるものです。

後5ページの歳入ですが、1款 後期高齢者医療保険料は、被保険者数の増により本年度分の見込みと滞納繰越分の確定及び収支の調整によって260万5,000円を増額します。

後6ページの4款 繰入金は、保険基盤安定繰入金の確定により16万7,000円を増額します。

後7ページの5款 繰越金は額の確定により22万2,000円を増額し、後8ページの6款 諸収入は延滞金の実績見込みにより6,000円を増額します。

続いて、後9ページからの歳出ですが、1款 総務費は、上伊那広域連合負担金の変更により7万9,000円を減額します。

後10ページの2款 広域連合納付金は、保険料と保険基盤安定繰入金の実績見込み及び収支の調整によって307万9,000円を増額します。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○建設水道課長

議案第15号及び第16号について提案説明いたします。

まず、議案第15号 令和元年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について提案説明いたします。

今回の補正は、歳出に係る総務費の減額及び維持管理費の増額と補正額調整のため予備費を増額するもので、歳入歳出総額に増減はありません。

歳出は3ページを御覧ください。

7801 総務費は実績に伴う上伊那広域連合負担金を110万円減額、それから、7810 公共下水道維持管理事業は電気料及び手数料を20万円増額し、4ページ、予備費を90万円増額して収支調整をしたものであります。

続きまして、議案第16号 令和元年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)について提案説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ100万円を減額し、総額を1億3,034万2,000円とするものです。

歳入は5ページを御覧ください。

県交付金の確定により100万円を減額します。

歳出は6ページを御覧ください。

7901 総務費は共済組合負担金3,000円を計上し、7ページ、予備費を100万3,000円減額して収支調整をしたものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり
 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 まず、議案第 11 号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。
 次に、議案第 12 号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。
 次に、議案第 13 号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。
 次に、議案第 14 号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。
 次に、議案第 15 号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。
 次に、議案第 16 号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。
 ここで暫時休憩とします。再開は午後 1 時 30 分とします。
 [午前 1 0 時 4 0 分 休憩]
 [午後 1 時 2 8 分 再開]

○議 長 会議を再開します。
 お諮りします。
 日程第 20 議案第 17 号 令和 2 年度中川村一般会計予算
 日程第 21 議案第 18 号 令和 2 年度中川村国民健康保険事業特別会計予算
 日程第 22 議案第 19 号 令和 2 年度中川村介護保険事業特別会計予算
 日程第 23 議案第 20 号 令和 2 年度中川村後期高齢者医療特別会計予算
 日程第 24 議案第 21 号 令和 2 年度中川村水道事業会計予算
 日程第 25 議案第 22 号 令和 2 年度中川村下水道事業会計予算

以上の 6 議案について議会会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思いま
 すが、御異議ありませんか。
 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 異議なしと認めます。したがって、日程第 20 議案第 17 号から日程第 25 議案第
 22 号までを一括議題といたします。
 提案理由の説明を求めます。

○村 長 それでは、令和 2 年度の予算の提案説明に合わせまして、村政運営の基本方針につ
 いてまず御説明をさせていただきます。
 富士通総研、これが 1 月 7 日に発表しました 2020 年の世界の経済見通しによりま
 すと、イギリスの EU 離脱確定後の一年間の期限付 EU との交渉、米中貿易摩擦の回
 避は具体的な実施内容と時期が未定のままであること、米国とイランの引き続く対立
 などで、しばらくは視界不良が続くというふうに見ているようであります。
 内閣府の発表の 10～12 月期の GDP は、マイナス 1.6% と下落となりました。年率
 換算にしますと 6.3% の大きな落ち込みになります。
 2 月期の月例経済報告では国内景気の判断を「緩やかに回復している」としており
 ますけれども、昨年 10 月をピークにして景気後退局面に入っているというのが、少な
 くとも地方には当てはまるというふうに考えられると思います。
 新型コロナウイルス感染症拡散、流行の影響で、世界の経済成長を牽引してきた中
 国経済の大幅な減速は確実で、米国経済にも影響するばかりか、東南アジア各国にも
 観光産業を中心に深刻な影響を与え始めております。インバウンド旅行略は激減し、
 宿泊、宴会等もキャンセルが相次ぎ、旅館業ばかりでなく飲食業にも大きな影響を与
 えております。
 一昨年、TPP11 に続き、1 月 1 日に日米貿易協定が発効をいたしました。牛肉、
 豚肉などは発効と同時に TPP と水準まで関税を削減することになり、3 つの協定
 の参加の国々からの農産物輸入額は 6 割を超え、日本農業はかつてない自由化時代
 に入っております。日本の食料自給率は、カロリーベースで 37% と、先進国中最低の現
 状をさらに下回することは間違いなく、国民の食料全体を確保し、併せて国内の農業生
 産を維持、確保する国の責任はますます重くなっていると言わざるを得ません。
 さて、国は令和 2 年度の予算案を示しました。一般会計予算の規模は 102 兆 6,580
 億円で、対前年度比 1.2%、1 兆 2,009 億円増の最大の予算となっております。うち一
 般歳出は 61 兆 7,184 億円で、対前年度比 3%、1 兆 7,825 億円増となります。社会保
 障関係費は 35 兆 8,121 億円で、前年対比 5.1%、1 兆 7,495 億円増となり、一般歳出
 の多くを費やす額となっております。
 地方にとっての重大な関心事である地方交付税交付金は 16 兆 6,000 億円で、前年
 比で 4,000 億円の増額が確保されました。地方自治体に対する特徴的な創設事業は、
 次の 4 点にまとめられます。まず、地方財政計画に新たな歳出項目、地域社会再生事
 業費 4,200 億円を計上したこと、そして、河川氾濫を 방지河川等のしゅんせつの促進
 を図るよう事業費 900 億円を想定した地方債発行を認め、元利償還金に対する交付

税措置 70%参入する制度を創設したこと、森林環境譲与税の地方贈与額を前倒しし、400 億円と倍増しました。そして、地方公共団体が引き続き防災・減災対策を進めるよう緊急防災・減災事業債 5,000 億円の枠の確保をしたことなどということが挙げられると思います。

幼児教育無償化が令和 2 年度当初から始まります。加えて、高等学校の無償化、大学、短大、高専及び専門学校の授業料免除、給付型奨学金を措置するという、こういう制度であります。これにつきましては非課税世帯の家庭を中心に支援をするということでもあります。

また、介護人材の処遇改善などに要する 2 兆円規模の財源を消費税の増税分と企業からの拠出で確保するというふうにしております。

一方、県の一般会計当初予算を見ますと、総額で 9,477 億円、前年対比 7%増となっております。台風 19 号からの復旧、復興と、その教訓を生かした災害に強い県土づくり、気候非常事態宣言を踏まえた取組、将来世代を応援するための教育環境の整備を進めるなどとしております。

令和 2 年度の県予算の特徴は、緊急浚渫推進事業債を活用した県の管理河川のしゅんせつに総額 51 億円を盛りました。東北信の県河川管理のしゅんせつをまず推進し、以後 2 年間で中信・南信地域のしゅんせつを行う方針であること、昨年の気候非常事態宣言を具体化するために新設する県警察官駐在所 2 か所で電気自給のモデル事業を 900 万円を使って行い、翌年度にさらに 2 か所で実施する予定であること、探求的な学びの基礎となる校内無線 LAN を県立高校、特別支援学校で整備するとして 36 億円を計上していることであると考えております。

こうした経済情勢や国の施策と国家予算案、長野県の施策と県の予算案を見ながら、国県の施策に沿い、村の基本計画と事業実施計画に沿って事業実施と予算化を図ってまいりました。

一般会計予算額 33 億 5,600 万円、前年対比 1.8%、6,000 万円の増額予算でございます。

国民健康保険事業会計、介護保険事業会計及び後期高齢者医療特別会計の 3 つの特別会計は、総額で 11 億 6,050 万円で、1,700 万円の増となりました。

ここで、村づくりの基本となる総合計画について、まず述べさせていただきます。

平成 22 年から平成 31 年の 10 年間を期間とする第 5 次中川村総合計画の期間が間もなく終了し、引き続いて令和 2 年度を初年度に 10 年間の村づくりの基本となる第 6 次中川村総合計画の基本構想案を次のように掲げております。1、誰もが安心して元気に暮らせる村づくり、2、村全体が農業公園の美しい村づくり、3、村の魅力を生かした産業育成で若者が夢を持てる村づくり、4、人々が絆を実感できる村づくり、上記の 4 つの村づくりの目標を掲げ、住民生活の一層の質的向上と人口の急激な減少の抑制、地域のさらなる活性化に資するよう住民一人一人、地域、企業、各種団体、行政が共に取り組み、目指すべき村の姿として示させていただきました。今議会におきまして承認をいただくべき村の将来像としてこれを考えておりますけれども、この

4 つの基本方針に沿って施策を展開し、裏づけとなる令和 2 年度予算を作成いたしました。

また、過疎地域自立促進計画、第 2 期対策のまち・ひと・しごと創生事業を進める具体策を施策の中に盛り込み、かつ村長の任期 4 年の最終年度に当たりまして、公約に掲げた 6 点、まず農業と商工業を大いに盛り上げる、そして出産から子育て支援をさらに充実し子どもが元気に育つ村づくりを進める、要介護、要支援者、障害者を地域で支える事業を進める、都市からの移住促進・定住化を進める、中川応援基金を創設し日本で最も美しい村づくりに磨きをかける、村民の安全・安心な生活を支えるといった公約を果たすことを意識し事業化し、裏づけとなる予算化を図ったものであります。

中川村総合計画の基本目標に掲げました先ほどの 4 つの方針を 7 つの分野それぞれにふさわしい言葉で、1、保健福祉分野は、誰もが自分らしく暮らし続けることのできる“なかがわ”、2、教育・文化分野は、悠久の歴史の中に人と文化が息づき郷土愛を育む“なかがわ”、3、防災・減災、安全分野は、誰もが安心・安全に暮らすことのできる“なかがわ”、4、環境分野は、多くの自然に生まれ持続可能で快適に暮らし続けられる”なかがわ”、5、産業・経済分野は、いつまでも働き続けられ活気あふれる”なかがわ”、6、都市整備分野は、生活基盤が整い快適で暮らしやすい”なかがわ”、7、行政経営分野は、住民への行政サービスを維持しつつ持続可能な“なかがわ”とそれぞれ銘打ちまして目指すべき方向を定めました。

それでは、7 つの分野に沿って、今年度特に力点を置き進める事業、公約に掲げた施策を中心に施策説明をさせていただきます。

1 つ目の保健福祉分野、誰もが自分らしく暮らし続けることのできる“なかがわ”の重点施策についてであります。少子化と高齢化が同時に進行し、長野県が推計する中川村の人口は 2020 年 1 月 1 日で 4,643 人と見ております。一年間に 53 人減となっております。

核家族化が進む中で、安心して子どもを産み育てる環境を整備するため、現行の子育て支援制度をさらに充実し、村の保育環境も整えてまいります。

母子保健法改正に伴いまして産後ケア及び乳房ケアを充実してまいります。産後ケアの本人負担を 5 割から 3 割に軽減し、助産院等に宿泊する宿泊型ケアに加え、日帰り、これはデイサービス型と助産師等が対象者宅を訪問指導するアウトリーチ型の 2 種類も補助の対象にし、該当者の要望にきめ細かく応えてまいります。

お子さんの誕生を祝い、負担の軽減に役立てていただくために、引き続き第 1 子から出産祝い金を給付いたします。

気候変動が原因か、保育室が高温にさらされる中、みなかた保育園及び片桐保育園の保育室の空調を設置してまいりました。最後に残る片桐保育園の空調を整備いたします。これにより、遊戯室を除き、未満児保育室を含む全ての部屋の調整ができ、快適な環境で保育がされることとなります。

令和元年 10 月 1 日から始まりました保育無償化につきましては、今年度以降、制度

を堅持し、3歳以上児と未満児非課税世帯の保育料を無料として子育て世帯の支援を行ってまいります。

給食費につきましては、原則保護者負担の方針に基づきつつ、一律1,000円を村負担とし、3,000円を負担いただきます。

以下、ここに書いてあるように、皆さんのそれぞれの世帯に対して制度を設けてまいります。

子育てしつつ親の就労が当たり前になっております。病児・病後児保育を駒ヶ根市の開業医にお願いしておりますけれども、飯田市方面の勤務先の家庭には利用が難しい現状があります。飯田市の医院に委託し、要望に応えられるよう進めてまいります。

子育て世代が住宅を取得し定住を図るため、引き続き住宅建築に対して補助を行ってまいります。

また、3世代同居タイプの住宅新增改築にも支援を行います。

次に、高齢者・障害者福祉の推進、健康増進について重点施策をまとめて説明いたします。

高齢者の社会参加を促し、生きがいを感じていただき、同時に構成員相互の親睦を深める組織である駒ヶ根伊南シルバー人材センターに対して引き続き支援を行います。

高齢者に対する介護サービスには様々なタイプがあり、認知症のお年寄りに配慮した通所介護と介護予防を目的に行う通所型サービスは、同じ環境下で行うことができます。村で認知症対応通所介護事業所を運営するNPO法人が横前地区の空き家を改修し総合事業通所型サービスの実施を予定しており、地域で行われる介護予防総合事業の1つの形態として支援をいたします。

お子さんの特性、親の不安などを受け止め、親子共に学び成長する場として定着していますおひさまクラブを引き続き運営してまいります。

障害のある人、家から出ることが少ない人などが家から出て、集まれる場所で気軽に時間を過ごすことができる場所、社会参加のきっかけをつくれる場所、段階を踏んで就労へつなぐきっかけとなる場所、こういった場所づくりを長年検討してまいりました。かつらの丘マレットゴルフ場管理棟を改修して中川村地域活動支援センターを開設してまいります。また、マレットゴルフ利用者のクラブハウスを、新たに同管理棟の西隣に休憩所とトイレを新設して確保いたします。マレットゴルフ場コースの管理、軽微な修繕は、地域活動支援センターを利用する皆さんの仕事にもなるため、同支援センターを運営委託する法人に依頼する考えであります。

風疹予防接種の空白世代である昭和37年～昭和54年生まれの男性は、予防接種の対象ではなかったために抗体ができていないか検査をする必要があります。検査の結果、抗体が十分できていない対象者は、予防接種を受け抗体をつくる国補助対象事業で抗体検査を進めてまいります。

人生100年時代を迎え、健康長寿で医療費、介護費などの社会保障費を安定的に保つことが重要です。特に、後期高齢者を中心に健康、医療、介護に関わる分析をし、ハイリスクな方に保健師が個別支援を行う高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

事業を新たに開始いたします。

2つ目の教育・文化分野、悠久の歴史の中に人と文化が息づき郷土愛を育む“なかがわ”の重点施策についてであります。平成30年度末から令和元年度初めにかけて、適温の教室で授業が行われますように空調設備を一斉に整備してまいりました。また、衛生的な環境で調理された学校給食が提供できるよう、学校給食センターの整備も行い、大きな整備は一段落となりましたが、小中学校のプールのろ過機の修繕、撤去と災害時避難所指定の東小体育館のトイレの改修など、環境整備を続けてまいります。

小学校のICT環境整備に引き続き取り組んでまいります。

教職員授業用のパソコン、生徒用パソコンをはじめ、電子黒板など、計画的導入を図り、授業で時間をかけずに利用できるように支援業務を専門業者に委託してまいります。

学校の学びの中で将来の職業を意識したキャリア教育を進めてまいります。このため、小学校から継続して中学校までつながる記録簿を作ります。

上伊那地域におけるキャリア教育の推進、自治体ごとの特徴を生かした取組であるキャリア教育フォーラムが中川村で今年度行われる予定であります。過去に取り組んできた歴史を生かし、教育委員会と共同で開催をしてまいります。

村には、小さいながら特徴のある村営のアンフォルメル中川村美術館があり、作品の数々とともに、美術館そのものの建築、形状が異彩を放つと同時に、様々なジャンルの作品展、工芸展、コンサート、講演会などが工夫され開催されています。

また、50年ぶりに復活し活動を続けている中川人形芝居など、伝統芸能は、演じ手の裾野を広げ、現在も続けられています。

アンフォルメル中川美術館の展示棟の屋根の修繕、遮光、アトリエ棟の老朽化した部分の雨漏り修繕等の更新を行います。アンフォルメル作品展示以外の作品展示をする場合の照明、内容など、多用途展示に道を開き、数少ない公設美術館としての存在を広く世に出してまいります。

屋外スポーツを楽しむ人、それを観戦する人、健常者から障害のある人まで、全ての人が参加し楽しめるよう、牧ヶ原文化公園屋外トイレを多目的用途に増築改良をいたします。どんちゃん祭りの参加者をはじめ、災害時に全ての人が利用できるように大規模改修を図ってまいります。このことで、社会体育館トイレの改修と併せて、整備改修の区切りになるものと思っています。

3つ目の防災・減災、安全分野、誰もが安心・安全に暮らすことのできる“なかがわ”の重点施策についてであります。台風19号に関連する降雨で長野県東北信地域では大きな被害が発生し、復旧が急がれているものの、以前の姿には戻っておりません。

国は、地方の河川の氾濫を防ぐため緊急浚渫推進事業債を創設し、事業を促進します。県も河畔林整備事業に対して県の補助を創設いたしました。また、重要インフラの防災対策について緊急自然災害防止対策事業債などの起債を制度化しております。

これらの制度を積極的に利用しまして、令和2年を河川氾濫防止継続整備の初年度と位置づけ、村管理河川の河畔林の伐採除去、堆砂が進んでいる河川のしゅんせつを計画的に進めてまいります。

インフラの防災対策は計画的に進めるほか、各自主防災組織ごとに防災士がいるように防災士資格取得負担金を負担することから、地域防災計画を策定し、住民の安全・安心を確保する指針を策定してまいります。

中川村消防団の講習手当の支給額及び支給方法の見直しに関しまして中川村消防委員会で議論をしていただき、答申に沿って先ほど条例をお認めいただいたところであります。消防団長以下、団員の年額報酬は、当面、現行どおりとするものの、訓練出動手当を日額、半日額、夜間額それぞれ明記し、火災、水防活動、行方不明者捜索など、非常出動の手当てを明示して支払うこととなり、4月1日以降の活動に対して支給をいたしてまいります。

高齢者のブレーキとアクセルペダルの踏み間違えと考えられる急発進事故が全国で発生をしております。国は、65歳以上の高齢運転者が衝突軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置搭載の車の購入時の補助、車に後付けで設置した車を購入する場合も補助を行うこととしております。

村は、65歳以上の方の現に所有している自動車もしくは常時使用する車1人1台に限り2万円を限度として補助する高齢者安全運転支援装置購入補助制度を創設いたします。

4つ目の環境分野、多くの自然に生まれ持続可能で快適に暮らし続けられる”なかがわ”についての重点施策を申し上げます。

村は、二酸化炭素の削減目標を2023年度までに2013年度比で25%削減し、2030年度までに13年度比で40%削減するという目標を持っております。地球温暖化対策実行計画で明らかにしておるところであります。ただし、COP25は、2020年までには2010年度比で45%を削減し、今世紀半ば、2050年には実質炭素排出ゼロ、カーボンニュートラルを達成するようパリ協定の調印国に迫っております。中川村地球温暖化対策実行計画に示す公共施設等からの二酸化炭素削減を計画的に実行していかなければならないと考えております。

令和元年度事業で高齢者憩の家にまきボイラーを導入し、主要エネルギー源を化石燃料から木の燃料に転換を図っておるところであります。

本年度は、築40年を経過し老朽化している役場庁舎の重油ボイラーの暖房と冷却水による冷房を電気空調のエアコンに更新をいたします。電気は石炭火力発電に頼っている現状を踏まえつつも、差し引きで二酸化炭素削減に効果があることから、これに踏み切ってまいります。

大規模災害が発生し停電となった場合の身近な電源に電気自動車が挙げられます。一部の公用車を燃費性能からガソリンとバッテリー駆動のハイブリッド車に更新をしておりますけれども、今後、計画的に電気自動車の導入を進めてまいります。電気自動車更新初年度の本年は、ガソリン軽自動車1台を電気自動車に更新し、200V充電専

用装置を公用車駐車場付近に取り付けてまいります。

日本で最も美しい村を標榜する私たちの村は、経済的にも自立し、将来に誇りを持ち続ける村であるべきではありますけれども、アレチウリやオオキンケイギク、セイタカアワダチソウなどの外来植物を駆除し、昔ながらの景観を保つよう、特定外来植物駆除を続けてまいります。併せて、中川美し隊に公共施設等の除草や脱木除去などの委託をし、維持管理をお願いしてまいります。

再生可能エネルギーの有力な候補である太陽光発電は、今後、発電シェアを伸ばすものと思いますが、設置場所は生活環境に大きく影響を及ぼすものであってはなりません。長野県の作成したガイドラインに沿って設置事業者を指導しておりますけれども、全ての設置者に透明で平等な指導の下、設置されるべきであり、場合によっては設置を制限する場合も含めて、それらの根拠を条例によるべきと考えております。今年度中の太陽光発電施設設置に関する条例の制定を目指します。

5つ目の産業・経済分野、いつまでも働き続けられ活気あふれる”なかがわ”に関する重点施策を申し上げます。

村の産業の中心は、農業にあります。農業分類としては果樹産業が特徴ですが、施設型農業としてイチゴ、切り花、鉢花がハウスで栽培され、葉ネギ、生食トマトなど、規模の大きい水耕栽培農業やキノコ栽培が多くの人を雇用して企業的に経営をされております。水田を利用集積して規模を大きくして水稲作を行う経営体、多くの組合員で組織する農業法人みなかたもあり、家族中心の経営から法人経営まで、多様な農業が営まれております。

TPP、日欧EPA、日米貿易協定が発効し、畜産物やブドウなどの果樹、果汁も含めて輸入量が急激に増加してまいりましょう。このような中にありまして、中川村の経営体の経営の改善に資するべく、村単独補助対象事業、中川村農業担い手支援事業補助金を活用し、中心的農業者、認定農業者の支援を行ってまいります。

村の農産物を加工し、特産品として加工製造から販売まで行う地域おこし協力隊員や中川村で就農を最終目標にする協力隊員など、多くの人材が活動しております。最終的に農業の担い手や農産物利用して村内での起業など、目指す若者を最終的に隊員雇用していきたいと考えております。

農業を軸にした加工業、販売、地元消費などに連なる産業を元気にし、観光で村を訪れる人の窓口となり、観光交流の拠点となる農業交流センターを立ち上げる時期が来ました。センター事務所の設置場所は、現JA中川支所片桐金融店舗の建物内に計画をしております。組織は、センター運営を村から担当係長を据え、その下で中心的に働く農産物青果品から加工まで、販売のプロフェッショナルたる職員をこの下に置きます。地域おこし協力隊隊員を社員として置き、観光交流、農産物・加工品販売、営業、特産品開発などの専門部に社員を配置し、商売を行う組織を考えておるわけでありまして。中川村営農センターで詳細の詰めを行っておりまして、定款、業務内容など、具体化を今後急いでまいります。設立時期は、JAの金融店舗廃止後に施設を改修し、秋を目途に、これを目指してまいります。

消費税率 10% 引上げをにらみ、消費の落ち込みを支えるため、国、伊南 4 市町村、つれてってカード協同組合が協力してポイントをつけ、実質消費税を下げることでより消費を刺激する目的とキャッシュレス決済を増やしていく目的のキャッシュレス消費者還元事業が制度利用者間で需要が高まっております。村の支援が 6 月までと限定ではありますが、カード利用者の要望に応え、期限まで村は積極的に支援をしております。

陣馬形山、四徳のキャンプ場、山麓の美里地区、アンフォルメル中川村美術館、酒蔵、桜満開の大草城址公園、渡場地区のイチョウ並木、農業体験できる農家民宿群、リンゴ、サクランボ、ブドウなどの観光農業施設など、中川村らしい様々な魅力を売り出し、観光交流を盛んにするため、観光振興計画を今年度策定しております。

6 つ目の都市整備分野、生活基盤が整い快適で暮らしやすい” なかがわ” につきまして、中川村は、長野県において飯島都市計画区域として指定されていますが、中川村の用途地域に関して、まず、河川区域内にある公園の一部が用途地域に含まれていること、第 1 種住居専用地域内に不適格建築物の旅館業、望岳荘が含まれており、まきボイラー設置計画進めるに当たり線引きの見直しを求められていること、また、望岳荘に接する村道中組陣馬形線の南側の土地利用と併せて総合的に線引き見直し検討が必要と考えることなどの課題があります。おおむね 5 年ごとの県の委託を受けて実施する都市計画基礎調査を行い、同時に用途地域の見直しを行ってまいります。

村営巡回バス運行事業は、改良を重ねながら村民の足となって運行をしております。平成 26 年の巡回バス、平成 27 年の NPO タクシーの利用のピーク以後、利用減少が続いております。時間により小型化を図り、分かりやすい時刻表を工夫するなど、利用していただく工夫をしながら村民の足を維持してまいります。

また、運転免許証返納者には 3 年間の無料パスを贈り、村民の足を確保してまいります。

7 つ目の行政経営分野、住民への行政サービスを維持しつつ持続可能な“なかがわ” に関しての重点施策につきましては、まず、村の 27 地区に対しての自治振興のための支援を引き続き行い、地区集会施設周辺整備を行う場合には予算の範囲内で整備支援を行ってまいります。

村からの村民各位に対するお知らせは、広報なかがわで行っておりますが、引き続き紙面の見やすさ分かりやすさに努めて、定時にお手元に届きますように発行してまいります。

また、ウェブ上で村をお知らせする村ホームページは、今年度においてリニューアルを進めており、間もなく検索しやすく、求める情報にたどり着きやすい中川村の顔として見られますので、迅速な情報提供や内容の充実に努めてまいります。

中川村住民の除籍を除く戸籍謄本・抄本、戸籍の附票、住民票、印鑑証明書及び所得証明書がコンビニエンスストア等で取得が可能になる、いわゆるコンビニ交付サービスを当村においても 4 月 1 日から開始をいたします。中川村にお住まいの方は、多機能端末が設置されている全国のコンビニ店等で以上の証明書類の交付ができるよう

になります。これからは、勤務地付近の店舗で証明書類を受け取ることができますので、御利用をよろしくお願ひしたいと思います。

平成 19 年 4 月 1 日に建設水道課として課の統合を行ってから大きな村の機構の改革はなく、役場の業務体制を変更せずにまいりました。急激な少子化、20 歳前後の若い人の人口流出など人口の流出が続いておまして、その対策が新たな課題になってきております。また、気候変動による常態化した災害への対応、超高速交通建設に関連する課題も目前にあるところであります。行政サービスを維持しつつ、このような情勢に対応するため、役場の組織機構を大きく見直すことにいたしました。村民の皆様にも御理解をいただきながら円滑に新体制に移行するために、組織再編の時期は 7 月 1 日の予定でございます。

新年度の行政運営に当たりまして重点と考えております事業について長々申し上げました。引き続き村民並びに議会の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いをし、村政執行の方針説明とさせていただきます。

なお、新年度一般会計予算の内容につきましては副村長から、特別会計につきましては担当の課長から御説明をいたしますので、お聞き取りいただくようよろしくお願いいたします。

○議 長

続いて議案の内容説明を求めます。

○副 村 長

それでは、私から議案第 17 号 令和 2 年度中川村一般会計予算について御説明をいたします。

予算書 1 ページを御覧ください。

第 1 条で予算の総額を歳入歳出それぞれ 33 億 5,600 万円とするものです。

前年度当初予算と比較しますと、役場シンクライアントサーバー更新や小中学校 ICT 環境整備、望岳荘木質バイオマスボイラー設置、給食センター施設改修工事等のハード事業が減った一方、会計年度任用職員制度の導入や役場庁舎空調設備改修、障害者地域活動支援センター、牧ヶ原文化公園屋外トイレ増改築工事など新規事業の計上により、前年度比で 6,000 万円、1.8% の増となっております。

第 2 条から第 4 条は地方自治法の規定により定めるもので、第 2 条の地方債は第 2 表によるものとし、第 3 条で一時借入金の最高額は 5 億円と定め、第 4 条の歳出予算の流用は人件費に限り同一款内における各項間の流用ができるように定めるものであります。

2 ページから 6 ページの第 1 表 歳入歳出予算は、款、項、区分ごとの予算額であります。

7 ページを御覧ください。

第 2 表 地方債であります。地域活動支援センター改修事業以下 21 事業について、過疎対策事業債を主として、それぞれ括弧書きの起債事業により総額 3 億 9,980 万円の村債の発行を予定し、各事業ごとの限度額を定めるものであります。前年比では 2,300 万円、5.4% の減で、起債償還の将来負担等を考慮し、起債の総額をできる限り抑えつつ、臨時財政対策債や過疎債、辺地債、防災関連事業債等、交付税措置のあ

る有利な起債を活用し、計画されている事業を着実に進めるものであります。

続いて、歳入歳出予算の概要について御説明をいたします。

お手元にお配りをしてございます令和2年度中川村一般会計予算案の概要に沿って御説明をいたします。

なお、来年度の主要事業等につきましては、先ほど村長が施政方針で御説明をしたとおりでありますので、重複する部分もありますが、金額等を含めて改めて御説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

初めに歳入でございますが、村税は4億6,761万円で、歳入全体の13.9%を占めています。村民税や軽自動車税の増を見込み前年比1,613万円の増としました。

地方譲与税は5,220万円で、地方揮発油譲与税については減額を見込みましたが、森林環境譲与税については国の前倒し交付による増額を見込み130万円の増としました。

地方交付税は17億4,100万円で、歳入全体の51.9%を占めています。令和2年度地方財政計画による地方交付税分2.5%の増とこれまでの交付実績などを踏まえて、普通交付税を16億5,100万円、9,400万円の増、特別交付税9,000万円、1,700万円の増で計上をいたしました。

分担金及び負担金は1,399万円で、幼児教育無償化による保育料の減等により1,724万円の減であります。

国庫支出金は1億7,620万円で、障害者自立支援給付費や低所得者保険料軽減の国庫負担金が増えておりますが、社会資本整備総合交付金の減などにより122万円の減であります。

県支出金は2億908万円ではありますが、前年度の望岳荘木質バイオマスボイラー設置工事に係る補助金の減等により2,168万円の減となっております。

寄附金200万円は、ふるさと応援寄附金の今年度の実績を踏まえ100万円の増で計上いたしました。

繰入金は5,000万円ではありますが、役場空調設備改修工事の財源として公共施設等整備基金からの繰入れを計上しました。前年度、高度情報化基金繰入金7,700万円の計上がありましたので、前年比では2,700万円の減であります。

村債は、先ほど第2表 地方債で御説明した内容のものでありますが、予算額は3億9,980万円で、歳入の11.9%を占めています。そのうち過疎対策事業債が67.6%で、牧ヶ原文化公園屋外トイレ増改築事業、障害者地域活動支援センター改修事業、陣馬形山登山口駐車場トイレ建設事業などを新たに計上するとともに、村道6路線の改良事業などを引き続き計上しました。また、新たな村債として大草城址公園のり面対策事業の緊急自然災害防止対策事業債や河川しゅんせつ事業の緊急浚渫推進事業債などを計上しております。

性質別では、村税などの自主財源の比率が20.5%、地方交付税など依存財源の比率が79.5%という歳入構造であります。

続いて、歳出について御説明をいたします。

先ほど村長が申し上げました来年度から始まる第6次総合計画に掲げる各分野ごとにまとめてございますが、ここでは特に新たな事業や特徴的な事業について御説明をさせていただきます。その他の事業につきましては、先ほど村長が申し上げた継続事業等を含めまして、お手元の資料の21ページ以降に掲載をさせていただきますので、後ほど御確認をいただきたいと思います。

初めに保健福祉分野でございますが、少子化対策、子ども子育て支援では、ファミリーサポートセンター事業152万円などを引き続き計上し、子育て世帯の負担軽減と支援体制の充実を図ります。産後の母子のサポート体制の充実を図るため産後ケア事業60万円を拡充計上いたしました。

高齢者の社会参加と高齢者福祉サービスの推進では、既存のサービスや補助施策を継続するとともに、自立した日常生活が送れるよう総合的なサービスを提供しサポートする民営の小規模ケア施設整備に対する補助金、これは先ほどの補正予算で御説明をした今年度予定されていた事業が来年度に実施することになったものであります。750万円を計上しております。

障害者福祉と地域福祉の推進では、生活の自立と地域で安心して暮らせるよう、引き続き自立支援給付費9,711万円などを計上するとともに、障害者の地域における様々な活動とその支援の拠点となる地域活動支援センターの整備及び運営費として4,865万円を新たに計上しました。

健康づくりの推進では、健康診査や各種予防接種などの予防事業として1,944万円を引き続き計上するとともに、予防接種の機会がなく風疹の感染リスクが高いとされている世代を対象とした風疹予防対策として143万円を新たに計上いたしました。

民生費と衛生費全体では9億6,274万円で、前年比8.9%の増となっております。

続いて2の教育・文化分野であります。未来を担う人材の育成と環境の整備では、児童生徒が自己の生き方や進路を考えるためのキャリアパスポート事業32万円や学力検査受講料補助金70万円などを新たに計上しました。

また、学校施設の環境整備では、東小学校の体育館トイレ洋式化等工事803万円やプール改修工事204万円などを計上いたしました。

生涯学習の推進では、文化センターや歴史館、銀河ドームなどの管理運営費、公民館事業、図書館運営費などを引き続き計上し、生涯学習の場を確保してまいります。

文化の継承と文化芸術の創造では、アンフォルメル中川村美術館を文化芸術の拠点、また観光資源として、より幅広く活用していくため、改修工事費1,100万円を新たに計上しました。

生涯スポーツの推進では、施設の利用環境の向上を図るため牧ヶ原文化公園屋外トイレの洋式化及び多目的トイレ設置のための増改築費として4,680万円を新たに計上いたしました。

教育費全体では3億6,476万円で、前年比8.2%の増となっております。

続いて3の防災・減災、安全分野であります。災害に強い地域づくりの推進では、近年の気象変動による自然災害の発生等の状況を踏まえ防災・減災対策を積極的に進

めるため、村の防災対策、災害発生時の対応等についての総合的な計画となる地域防災計画策定費として835万円、重点ため池ハザードマップ作成業務450万円、大草城址公園のり面対策工事4,000万円、貯水機能つき排水管設置工事の負担金1,500万円、河畔林整備事業300万円、河川しゅんせつ工事250万円などを新たに計上しております。

安心して暮らせる地域づくりの推進では、現在2か所の駐在所を統合して新たに建設が計画をされております駐在所の土地造成費176万円、小中学校付近への防犯カメラ設置109万円、ゼロ歳から14歳までの南信交通災害共済掛金を村が負担するための負担金23万円を新たに計上いたしました。

また、近年増加している高齢者の交通事故を防止するため高齢者安全運転支援装置購入補助金として30万円を新たに計上しております。

4の環境分野であります。環境負担の少ない持続可能社会の実現では、役場公用車への電気自動車の導入及び充電装置設置工事として350万円、老朽化している役場庁舎の空調設備改修費として7,446万円を新たに計上し、CO₂排出量削減に努めてまいります。

また、ごみの収集・運搬業務や処理などの経費2,846万円を引き続き計上し、ごみの適正処理とともに、ごみの減量化、資源化に努めてまいります。

美しい村の自然を生かした心地よい生活環境の実現では、大草城址公園や天の中川河川公園など、住民の憩いの場である公園の維持管理費を引き続き計上するとともに、大草城址公園トイレの洋式化工事100万円を計上し、利用環境の改善を図ります。

また、環境や住民生活への影響が懸念されているリニア中央新幹線関連工事については、引き続き村対策協議会の開催や大気環境測定車設置等、関連経費として21万円を計上しております。

次の5、産業・経済分野であります。農林業の振興では、引き続き農業担い手支援事業補助金など各種補助金を計上し、担い手となる農業者の確保、育成や農業振興のための支援を行います。

また、数年前から設立が検討されてまいりました農業を基軸とした産業振興交流の新たな拠点となる組織、仮称農業交流センターの開設事業費として1,295万円を新たに計上しております。

林業関係では、昨年度スタートした木の駅事業の運営補助180万円、森林整備に係る各種補助金などを引き続き計上し、森林の適正な管理と活用に向けた取組を進めます。

商工業の振興では、昨年10月から実施されているつれてってカード協同組合のキャッシュレス消費者還元事業に対する補助金100万円を計上するとともに、商工会補助金708万円を拡充計上し、商工業の振興を図ります。

観光の振興では、今後の社会情勢の動向や観光のニーズを踏まえて村の観光施策の基本方針を定める観光振興計画策定費408万円を新たに計上しました。

また、陣馬形山への来訪者が急増する中、陣馬形山登山口駐車場トイレ整備費1,144

万円、陣馬形キャンプ場の事前予約性に伴う予約サイト使用料6万円、来客数センサー設置費33万円を新たに計上し、来訪者の利便性の向上と適正な施設管理を図ります。

また、望岳荘大広間横のトイレの洋式化工事646万円を計上し、施設の利用環境の改善を図ります。

農林水産業費、商工費、合わせた産業全体では4億926万円、前年比では5.8%の減であります。

6、都市整備分野であります。魅力ある地域づくりの推進では、適正かつ有効な土地利用を進めるため、都市計画法に基づく都市計画基礎調査及び懸案となっている用途地域の見直し検討を行うため500万円を新たに計上しました。

また、公共的不要看板撤去事業や美しい村づくり支援事業などを引き続き計上し住民による魅力ある地域づくりを支援するとともに、村道維持管理費4,668万円、村道6路線の改良事業費1億4,010万円、橋梁修繕工事費4,100万円を計上し、道路など生活基盤施設の維持管理と整備を進めます。

土木費全体では4億6,123万円で、前年比では1.6%の増であります。

また、交通環境の整備では、引き続き巡回バス等運行事業として1,983万円を計上し、村内の公共交通確保を図ってまいります。

7、行政経営分野であります。住民が主役の地域づくりでは、地域住民や団体が取り組む地域づくり活動に対する補助77万円を引き続き計上するとともに、地区集会施設等整備補助金420万円を計上し、地区の活動拠点施設の環境整備を支援してまいります。

また、友好姉妹町村、北海道中川町への中学生派遣事業255万円を本年度も計上し、子どもたちの交流を深めます。

持続可能な行財政運営では、住民サービスの向上を図るため本年4月からスタートする住民票や戸籍謄本、印鑑登録証明書等のコンビニ交付サービスに係る経費として72万円を新たに計上しました。

経費節減対策としては、引き続きエネルギーサービスプロバイダー業務を委託し、高圧電力を使用している村の公共施設5施設の電気料の削減を図ります。

また、災害対策基金など特定目的基金への積み立てを計画的に行い、不測の事態への対応や財政基盤の安定を図ります。

歳出の性質別内訳及び村の財政状況につきましては、資料4ページ中段以降に記載をさせていただきますので、お目通しをいただきたいと思います。

村の財政状況は、資料に記載してございますように、経費節減と国・県補助金や交付金などの財源確保により、19年前の市町村合併が議論されたころと比べますと財政状況は年々改善をされており、現在はおおむね健全な状況にあると言えます。

しかし、今後、交通網の整備やICT技術の進展など、時代の変化や社会のニーズに対応した新たな施策と行政運営が求められるとともに、喫緊の課題である人口減少、少子高齢化への対応、また公共施設や各種インフラの維持、管理、更新等も考えながら、中長期的な視点に立って引き続き計画的な行財政運営を進めていくことが必要と

考えております。

7ページ以降につきましては、予算の内容を前年度と比較して抜き出し、グラフ化した資料であります。

また、21ページから25ページは先ほど申し上げましたとおり各分野ごとに関連する事業と予算をまとめた資料でございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

以上、この場での予算概要説明とさせていただきます、詳細につきましては予算特別委員会の席で各担当課より御説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

特別会計につきましては担当課長から御説明をいたします。

それでは、保健福祉課所管の3つの特別会計について申し上げます。

予算書及び予算案の概要、12ページから17ページまで前年度との比較をグラフ化したものが載っておりますので、併せて御覧ください。

まず、議案第18号 令和2年度中川村国民健康保険事業特別会計予算の説明をさせていただきます。

第1条で歳入歳出予算の総額を4億5,300万円と定めるものです。前年度対比800万円、1.8%の増となりました。

歳入のうち国保税は9,837万円で、前年度対比マイナス373万円、3.7%の減になり、県支出金は保険給付費等交付金3億2,644万円で、前年度対比1,617万円、5.2%の増を見込みました。

歳出のうち保険給付費は3億1,924万円で、前年度対比1,350万円、4.4%の増を見込みました。

国民健康保険事業費納付金は1億2,285万円あまりで、前年度対比79万円、0.6%の微増となりました。

令和2年度は、前年度繰越金が減少し、収支の均衡について、基金の取崩しが必要になるのか、また国保事業費納付金が今後どのように推移していくのか、見通せない状況です。基金の取崩しが生じた場合には、今後の安定運営のため、保険料の慎重な見直しが必要となります。

次に、議案第19号 令和2年度中川村介護保険事業特別会計予算をお願いします。

第1条で歳入歳出予算の総額を6億4,500万円と定めるものです。前年度対比200万円、0.3%の増となりました。

今年度は、第7期介護保険事業計画の3年目になります。第8期の計画の策定年度となります。介護保険給付費が増加傾向にある中で、介護保険事業が安定的に持続できるように、介護保険料の引上げなど、検討が必要となります。

歳入のうち介護保険料は1億2,460万円で、前年度対比マイナス251万円、2%の減を見込みました。

歳出のうち保険給付費は施設サービス給付等の増により5億9,942万円で、前年度対比650万円、1.1%の増を見込みました。

介護予防・日常生活支援総合事業を含む地域支援事業費は3,289万円で、前年度対比マイナス478万円、12.7%の減を見込んでいます。

次に、議案第20号 令和2年度中川村後期高齢者医療特別会計予算をお願いします。

第1条で歳入歳出予算の総額を6,250万円と定めるものです。前年度対比700万円、12.6%の増となりました。

この制度における村の役割は、保険料の徴収と徴収した保険料を広域連合へ保険料等負担金として納入することが主なものです。

中川村の後期高齢者の数は増加傾向にあり、歳入のうち保険料は4,819万円、前年度対比538万円、12.6%の増を見込みました。

一般会計からの繰入金は保険基盤安定分と事業費分を合わせて1,429万円で、前年度対比162万円、12.8%の増を見込みました。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

議案第21号22号について提案説明をいたします。

まず、議案第21号 令和2年度中川村水道事業会計予算について提案説明をいたします。

予算概要につきましては、お手元に配付をされました令和2年度予算案の概要6ページの公営企業会計、18ページの水道事業予算案及び19ページの下水道事業予算案になります。

予算書1ページを御覧ください。

予算書本文、第2条 業務の予定量といたしまして、給水件数1,800件、年間総配水量60万 m^3 、1日平均配水量1,610 m^3 、そして主な建設改良事業を配水管布設替え工事、貯水槽機能つき配水管設置工事、水道集中監視システムの更新工事と決めました。

第3条は当年度の損益に係る見込みで、収益的収入の総額を1億3,100万円、収益的支出の総額を1億1,800万円とするものです。これによる収入支出は1,300万円の黒字になります。

2ページを御覧ください。

第4条は資本取引に係る収入及び支出の予定額で、収入1,580万円、支出7,458万円を見込み、収支の不足額5,878万円については当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとします。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費1,627万円を定めるものです。

3ページ以降、法令に定める予算に関する説明書及び参考資料を添付しましたので、御参照ください。

詳細につきましては予算特別委員会で御説明をさせていただきます。

次に、議案第22号 令和2年度中川村下水道事業会計予算について提案説明いたします。

下水道事業につきましては、令和2年4月1日から地方公営企業法を適用し公営企業会計に移行することから、地方公営企業法の規定に沿って予算を作成しております。

1ページを御覧ください。

○保健福祉課長

○建設水道課長

予算書本文、第2条 業務の予定量として排水件数1,500件、年間総処理水量35万5,000m³、1日平均処理水量970m³、そして、主な建設改良事業をマンホールポンプ更新工事と定めました。

第3条は当年度の損益に係る見込みで、収益的収入の総額を3億919万3,000円、収益的支出の総額を3億800万円とするものです。これによる収入支出は119万3,000円の黒字になります。

第4条は資本取引に係る収入及び支出の予定額で、収入8,547万円、支出1億9,889万8,000円を見込み、収支の不足額1億1,342万8,000円については当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとします。

第4条の2について、決算に際して法の適用の日の前日に属する会計年度以前の会計検度に発生した債権または債務に係る未収金または未払い金がある場合においては、予算措置として適用の日の属する企業年度の予算に1条を設けて計上するものであります。

第5条は、地方債の限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めるものであります。

第7条につきましては、議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員給与費670万2,000円を定めるものです。

4ページ以降、法令に定める予算に関する説明書及び参考資料を添付しましたので、御参照ください。

ただし、11ページの貸借対照表につきましては、法適用日の前日の属する会計年度は出納整理期間がなく打切り決算となることなら、令和2年度予定開始貸借対照表となっております。詳細につきましては予算特別委員会で説明をさせていただきます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○3番 (松澤 文昭) 小渋湖温泉の利活用について、ちょっと村の考え方を聞きしたいと思います。

平成29年の12月に村の施設としまして取得しました小渋湖温泉については、村の説明では取得後の有効活用方法として観光振興や地域発生化を図りたいとの方針が示されました。このことについて昨年も質問したわけですが、一年間を経過する中、本年度の当初予算において利活用の方針が示されると期待をしていましたが、当初予算では利活用の方針が示されておられません。

昨年は、台風による屋根の被害の報告もされております。早急に利活用の方針を示さないと施設の老朽化も進んでしまいます。

村が取得した小渋温泉の利活用について村長の考え方を聞きします。

○村長 先ほど施政方針の中で説明をさせていただきましたが、その中で小渋湖温泉について申し上げることができなかったということでございます。しかし、これは、小渋湖

温泉につきましては、当初は公募による民間活用の可能性を探っていきたい、こういうふうな見込みであったわけでありまして、この間、3年になりますけれども、望岳荘の関連の施設の改修ですとか周辺の整備、それから多くの方が訪れるようになりました陣馬形山、それから四徳周辺、キャンプ場を含めて非常ににぎわってきておりますので、こういったところのもう一つの振興、それからチャオの周辺の活性化等々、多くの課題がある中で、小渋湖温泉については、ちょっとこの中からは、少し議論、どうしていったらいいかっていうことを、外してきたわけではありませんけれども、少し置いてきてしまったことは事実であります。そういう意味で、今年は、小渋湖温泉は唯一の温泉でありますので、そういう意味も含めまして、この間、個々の計画を進めてきたところでございますけれども、陣馬形の周辺ですとか望岳荘の周辺というふうにやってきたわけでありまして、総合的な観光、農業観光も含めてでありますけど、そういった振興計画を策定していく、これは先ほど申し上げたとおりであります。こういう計画をつくる中に小渋湖温泉の活用をどういうふうにしていったらいいかということも十分位置づけをして、令和2年度の計画、全体の計画の中で将来の姿をはっきりさせていきたい、こういうふうを考えております。

○3番 (松澤 文昭) 平成29年の8月31日の議会全員協議会における資料を改めて見ますと、今、村長が言われましたように、観光振興や地域活性化に資することを条件に活用事業者及び活用方法を公募し、応募者のヒアリング等を通じ事業者及び活用方法を決定し、活用を進めるというふうになっておるわけでありまして。村としての活用方法を検討していると思っておりますけれども、今申しました方針によって、やはり公募を至急する必要があるかなあというふうに思っておるわけでありまして、それから、村の中でも活性化に向けていろんな組織が活動しておるわけでありまして。それらの方たちに活用方法のアイデアとか、そういうことを聞くことも、聞いてもらって提案をしてもらおうということも必要かなあと思っておるわけでありまして。やはり、庁内だけで物事を考えるのではなくて、民間のアイデアを入れていくということが必要かと思っておりますけれども、それについて村長のお考えを聞きたいと思っております。

○村長 観光施設の運営ですとか——観光施設といいますか、そればかりじゃなくて地域資源の活用の方法は、村が主導でやっていっても恐らく駄目だということは、この間、もう——この間っていうか、ずっといろいろやってくる中で分かっておりますし、今、松澤議員がおっしゃられたような民間手法を利用するという、エネルギーといいますか、そういったことが、再生といいますか、これを有効に活用していく大きな柱になると思っておりますので、議論の中に、コンサルといいますか、資料ですとか、こういう例があるよってというようなものは時々アドバイスを頂きながら、今、先ほど松澤議員おっしゃられたような地域の皆さんの意見、考え方、こういったことも入れられますけれども、それが本当に運営にいいのだろうかということもいろんなところから検討していく必要があるだろうと思っております。ただし、やはり運営は村がやっても無理ですから、これは、民間の活力をやはり大いに利用する、そうするとしたらどういうやり方が一番いいのか、特徴はどういうふうになればいいのかということ

○3 番 広く議論して計画、方針を決めてまいりたいと思っております。

(松澤 文昭) 前段申し上げましたように、中古施設のやっばし有効化を防ぐためには、利活用の方針を早急に検討して方向づけをすることが必要だと思っております。当所の利活用方針として示されました観光振興だとか地域活性化を図るための施設として早急に利活用方針を示してもらうことを要望しまして、質問を終わりにします。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○5 番 (松村 利宏) 第6次総合計画案ですが、これは10年間の村の方向を定める重要なものになっています。この中で、これから、今、5年間の中川村のいつまでも働き続けられ活気あふれる“なかがわ”、生活基盤が整い快適で暮らしやすい“なかがわ”を実現するため必要な時期になります。総合的・長期的視点に立った土地利用計画は、村内で雇用を確保するための企業誘致、企業、創業、地域住民の暮らしのための拠点づくり等のため令和2年度に検討を開始し、早急に計画を策定せなければなりません。このため、私は、第5次総合計画、土地利用構想の土地利用の課題6項目、土地利用の基本方針6項目について、前期基本計画の初年度である令和2年度に土地利用の具体化を進めることが必要になると考えています。このため、都市計画分野の魅力ある地域づくりの推進で総合的・長期的視点に立った都市的土地利用への適正誘導を図るということで予算を令和2年度に積んでおりますが、この中で人口減少、少子化・高齢化社会における土地利用、公共サービスを維持するための土地利用という検討、評価しか含まれていないという認識をしていますが、残りの高速交通網の整備を生かした土地利用の検討や長期的視点に立った土地利用というところの反映、これについてはどのように考えておられるか、それについて回答をお願いしたい。

○村 長 総合計画の基本計画の、今、柱をおっしゃられたと思うんです。その中に、土地利用の全体の中で、基本構想の中で土地利用が大事であるということで6点にわたって述べているにもかかわらず、細かい基本計画の具体的な計画の中に出ていないではないかということかと思えますけれども、これについては、こういうふうにお答えをさせていただければと思っております。土地利用につきましては——土地利用について、これを決まらないうしろにするもので——土地利用計画をつくらないというわけではないということだけ1つ、まず御理解いただきたい。来年度につきましては、実は、都市計画法という法律の中で、長野県が毎年——毎年っていうか、5年ごとに都市計画の見直しを図るんですが、この中に都市計画基礎調査というものがあります。これを市町村に数値として協力を求めるという格好になっておりまして、令和2年度につきましては、この資料を基にして、この資料を具体化することと、作りながら県に示すことと、併せて、当然その中では土地利用の在り方の原点になるような議論をしていきたいと。先ほど言いましたように、人口増を図ったり、あるいは安定的に住んでいけるための土地利用、特に工業化というか、適地をどういうふうに、工場等の誘導をどうやって図るんだとか、あるいは、高速交通網が今度来るっていうのは、三遠南信自動車道ですとかリニアの開通を見越して、見越した上で中川村の道路や近辺の開

発をどうするかっていうことについては、全くここには具体的なものが書いてないんですけど、こういうことは議論してまいります。当面、このことをやらないっていうことじゃなくて、基礎調査を基にしてこれをやって、そうすると県はこれを基にして都市計画マスタープランをつくりますから、この中で、村も、ここに持っておりますけど、過去に都市計画マスタープランっていうものをつくっております。この基礎調査を基にして県ができてきたら、これをきちんとマスタープランの中で、土地利用の今おっしゃられたような在り方、ゾーニング、こういったことも全てやっていく、これは、順序として令和3年度になるだろうと、こういうふうに考えておりますので、このように、今の流れといいますかでお考えをいただければというふうに思っております。

○5 番 (松村 利宏) 第5次総合計画の最大の問題点は、雇用を確保できなかったことだと思います。これは、企業誘致を一切、10年間、何も考えてこなかったことです。しかも、土地を一切、土地はないという一言で、私は何回も質問しましたが、そういう回答しかありませんでした。したがって、今後の10年間を、今答弁いただいたとおり、そこも含めてしっかりと計画的に土地利用っていうものを考え、雇用の確保、企業誘致も含めて、起業も当然あるし、いろいろあると思いますけどね、そういう方向でしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第17号から議案第22号までの6議案については、10人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることにしたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第17号から議案第22号までに6議案については、10人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

予算特別委員長は、会期中に内容を審査の上、審査結果の報告をお願いいたします。

ここで暫時休憩とします。再開は午後3時10分といたします。

[午後2時59分 休憩]

[午後3時08分 再開]

○議 長 会議を再開します。

ただいま村長から議案第23号が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、議案第23号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは可決されました。

追加日程第1 議案第23号 中川村基本構想の策定について
を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第23号について説明申し上げます。

基本構想を定めるため、議案第1号でお認めをいただきました中川村議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定により本案を提出するものであります。

村の第5次の基本構想は本年度が最終年でありまして、令和2年度から向こう10年間の基本構想を頂点とする第6次の総合計画を策定するため、昨年度から策定に向けて取り組んできたところでございます。住民アンケート、ワークショップで出されました住民の皆様からの意見、要望を踏まえ、庁内の策定委員会で原案を作成し、それを基に総合計画審議会で6回にわたり慎重に御審議いただき、2月17日に答申をいただきました。本日、この答申に基づき議案として上程させていただいたところでございます。

内容につきましては、去る2月19日の全員協議会で説明させていただきましたが、第5次総合計画の基本構想を継承しつつ、村民一人一人が元気に個性を生かして活躍できる村づくりを進めようとするもので、村づくりの基本方針、村の将来像、人口の将来展望、土地利用構想及び政策の大綱の5章で構成するものであります。

お手元には、総合計画案の第1編 序論と併せて提案させていただきました。序論は、基本構想の背景となる部分でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○4番 (大原 孝芳) 今回の総合計画なんですけど、私、初めて見させていただいたときにちょっと感じたのは、今までの5次と大きく違うのは、何ていうんですか、取り扱いとしてSDGsを大きく、何ていうか、基づいて1つずつを検証していくっていう、それが逆に時代に合っているということでもあるし、すばらしいなあと思って見たんです。何か、手元に頂いた計画書は、私が以前かのほうから頂いたのとちょっと違うのは、全ての項目にSDGsの17項目あるうちの何を引用してこれを構築したかっていう資料を頂いたんで、これはちょっと違っていますよね。ほいで、こうしたSDGsを、例えば、これは国あるいは県も同じことなんですけど、非常にいいことであるんですけど、やっぱり流れとしては、トレンドとしてはこういうことですので、そこら辺を、何ていうの、しっかり将来にわたって、10年間っていうことですので、引き続きやっていただきたいと、そういうことに対して、これを用いたことに対する過程

と、どのような思いがあってやったかっていうことと、今後SDGsを活用することによって、民間もそうなんですけど、今国で言われているのは非常に、地方創生もそうなんですけど、ある事業を行っていくとこれに対して非常に、何ていうんですかね、金銭的に補助していただけるっていうような、そういう方向に動いていくと思うんです、これからとして。ですので、こちら辺もちょっと、どんなような思いがあってこういったSDGsをこれに活用してきたかっていう、その辺もちょっとお話を聞きたいと思いますが。

○村長 序論の中で状況を述べております。現在の状況等、どういうことかというふうに述べて、最終11ページにSDGsへの取組の広がりということでまとめてあります。今おっしゃられたように、このものは、ここの部分の11ページの一番下のほうに書いてありますけれども、10行くらいの段落であります。一方、SDGs達成に向け政府が定めた持続可能な開発目標SDGs実施指針においては、地方自治体の各種計画にこの要素を最大限反映することが奨励されており、長野県はSDGs未来都市に選定され云々というふうに書いてあります。一番最後に、村が今後も発展し続けるためには、中川村第6次総合計画策定を契機として世界基準に照らした取組を積極的に進めていくことが求められるというふうにまとめさせていただいております。これは、国連の目標、2030年までに17の分野で誰一人として取り残したりすることがないように、それぞれの持続的な、それぞれの分野での開発を進めようということでもありますから、村も10年間の計画の中で、具体的には、このものをそれぞれの分野でどういうふうに進めるかっていうのはこれからの実施計画になってまいりますので、そういう意味で大きな背景として取り上げさせていただいて、それぞれの実施計画で具体的に、今、議員おっしゃられましたように、それぞれの分野のところに関連する分かりやすいマークで表示をして、これを進めていくというような構成にさせていただいておりますので、細かいところは、またそここのところでお読み取りいただきたいし、これから実施していく中での具体的な施策でこれをやるためにどうしていくんだっていうことになってくるかと思っております。

○議長 長 よろしいですか。

○4番 (大原 孝芳) はい。

○議長 長 ほかに質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

○5番 (松村 利宏) 第5次総合計画、これは議会の決議の根拠がないまま審議されずに作成されたということで確認をしました。要するに議会は関知していないということが極論と言ったら言えるかと思えます。第6次総合計画は、本議会において条例でそれを定めるということで、議会が決議をするということになりました。第6次総合計画作成は、第5次総合計画の評価、分析、これを村民に提示するところから始めるべ

きですが、昨年12月まで村民に何も説明しておりません。現在も第5次総合計画の分析、評価の総括を村民に提示してはおりません。

第2点、第6次総合計画、村づくりの基本方針4項目を作成するためには、行政は一番最初にそのあるべき姿を村民に提示すべきだと考えます。それも全く示されずに、いきなりこの4項目が出てきています。

さらに、3点目ですが、第6次総合計画の基本構想、4つの目標、村の将来像は、第5次総合計画と一字一句変わりません。その理由は、第6次総合計画の目標、将来像は継続性が必要だという、この理由だけです。ほかに何もありません。これはいかなものかなあというふうに思います。

さらに、私は、この3点について昨年6月9日の一般質問、パブリックコメントで、この3項目について常々指摘してきました。しかし、何の反応もなく、対応もありません。

したがって、反対討論といたします。

○議長 長 ほかにも討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長 長 御着席ください。（起立者着席）起立多数です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会とします。

御苦労さまでございました。

○事務局長 御起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

〔午後3時20分 散会〕